

00895

鳥取縣公報

龍溪先生全集

金曜日

告示

昭和十八年三月三十日縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算、昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算並同追加豫算、昭和十七年度特別會計國民學校職員加俸資金歲入歲出追加更正豫算、昭和十八年度特別會計中等學校改築費歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

鳥取縣知事 土 肥 米 之

△印減高

- 昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算其他一頁
- 食糧管理事務取扱員囑託一頁
- 青年學校廢止認可一頁
- 同
- 開校認可一頁
- 耕地整理組合長同副長選任一頁
- 鳥取縣立正道館規程制定一頁
- 耕地整理組一人施行認可一頁
- 產婆登錄名簿訂正者一頁
- 產婆名簿登錄一頁
- 畜產組合長選任一頁
- 其の他一頁
- 彙報
●ヒマ種子の配付、受取つたら直ぐ播種せよ二頁
- 行け！ 滿洲へ二頁

島根縣公報 每週火曜日發行(休日二當ル)
時ハ翌日

昭和十八年四月九日
第千四百二十三號

昭和四年四月十五日

第四款 地方分與稅

三九、一四三圓

00896

第二項配付稅

五、一四

經常部

一〇〇圓

臨時部

九、〇七

經常部

一〇〇

第二項國庫補助金

九、〇七

經常部

一〇〇

第五項勸業費補助金

八、七七

經常部

一〇〇

第六項社會事業費補助金

八、〇八〇

經常部

一〇〇

第十一項戰時勤勉手當補助金

三、九三

經常部

一〇〇

第三項寄附金

一〇〇

經常部

一〇〇

第七項立替金

三、一〇

經常部

一〇〇

第一項農業水利改良事業費立替金

三、一〇

經常部

一〇〇

第八項縣勸業費寄附金

三、六〇

經常部

一〇〇

第七項立替金

三、一〇

經常部

一〇〇

第一項縣

三、六〇

經常部

一〇〇

第七項立替金

三、一〇

經常部

一〇〇

第一項縣

三、六〇

經常部

一〇〇

第一項勸業費補助費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項勸業補助費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項社會事業補助費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項農業水利改良事業費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項北條用排水改良事業費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項大井手下流農業水利改良事業費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項大井手下流農業水利改良事業費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項農業水利改良事業費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項縣職員費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項兵事費

一〇、四七

經常部

一〇〇

第一項雜費

一〇、四七

經常部

一〇〇

臨時部

一〇、四七

經常部

一〇〇

00897

歲合計

昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

歲

一〇〇

歲入

△印減高

一〇〇

臨時部

△印減高

一〇〇

常部

△印減高

一〇〇

臨時部計
歲入合計
歲常部出

第四項 大山訓練所費
第五款 勸業費
第一項 勸業費
第二項 交付金

農業水利改良事業費
△元、七〇
充、西〇

第七款 教育費
第一項 教育職員費
第三項 高等女學校費
第十款 勸業費
第十五項 產業獎勵費
第十六項 勸業費
第十一款 社會事業費
第十二款 社會教育費
第四項 正道館費
經常部計
第三項 社會事業諸費
第十三項 勸業費
第十四項 國庫下渡金
第八款 經常部
第一項 警察費下渡金
第九款 雜收
第六項 物品賣拂代
第八項 雜
歲出合計
昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加豫算

本年度支出額
△元、七〇
充、西〇

第七款 教育費
第一項 教育職員費
第三項 高等女學校費
第十款 勸業費
第十五項 產業獎勵費
第十六項 勸業費
第十一款 社會事業費
第十二款 社會教育費
第四項 正道館費
經常部計
第三項 社會事業諸費
第十三項 勸業費
第十四項 國庫下渡金
第八款 經常部
第一項 警察費下渡金
第九款 雜收
第六項 物品賣拂代
第八項 雜
歲出合計
昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加豫算

△元、七〇
充、西〇

第七款 教育費
第一項 教育職員費
第三項 高等女學校費
第十款 勸業費
第十五項 產業獎勵費
第十六項 勸業費
第十一款 社會事業費
第十二款 社會教育費
第四項 正道館費
經常部計
第三項 社會事業諸費
第十三項 勸業費
第十四項 國庫下渡金
第八款 經常部
第一項 警察費下渡金
第九款 雜收
第六項 物品賣拂代
第八項 雜
歲出合計
昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加豫算

△元、七〇
充、西〇

歲常部計		一六〇
第一款 繼越金	前年度繩越金	一、七三、八〇圓
第一項 國庫補助金	二、七三、八〇	
第二款 土木費補助金	三、七五、酉九	
第一項 勸業費補助金	四、七五、酉九	
第二項 土木費寄附金	五、〇三	
第一項 教育費寄附金	九、五六	
第三項 勸業費寄附金	七、九八	
第八款 縣債	一、〇〇三、〇〇	
第一項 縣債	一、〇〇三、〇〇	
第十款 勸業費	五、六三、七三	
歲常部計	五、六三、七三	
第十款 勸業費	五、六三、七三	
歲常部出	五、六三、七三	
第十款 勸業費	五、六三、七三	
歲常部費	五、六三、七三	
第十款 勸業費	五、六三、七三	

00899

第四項	中學校費	一元、八角
第五項	農林學校費	一元、四角
第六項	勸業費	八、六角
第七項	勸業費	八、六角
第一項	勸業費	八、六角
第二項	記念出版費	六、六角
第三項	森林治水事業費	五、二元
第四項	民有林計畫施業獎勵費	六、〇〇
第五項	十六年災害荒廢林地復舊事業費	九、二元
第六項	改良事業費	三、八金
第七項	十七年起工旱害地方良事業費	三、〇元
第八項	農用公共施設新設改良事業費	七、〇七
第九項	十七年起工旱害地方良事業費	四、一金
第一項	農用公共施設新設改良事業費	三、九元
第二項	農用公共施設新設改良事業費	一、九元
第三項	農用公共施設新設改良事業費	一、九元
第十一項	十六年起工農地造成改良事業費	一、九元
第一項	十六年起工農地造成改良事業費	一、九元
第二項	十六年起工農地造成改良事業費	一、九元
第三項	十六年起工農地造成改良事業費	一、九元
第四項	十六年起工農地造成改良事業費	一、九元
第五項	十五年災害土木復舊費	一、九元
第六項	十六年災害土木復舊費	一、九元
第七項	十七年災害土木復舊費	一、九元
第二十二項	灾害林道復舊費	一、九元
第一項	灾害應急費	一、九元
第二十三項	十七年災害應急費	一、九元
第一項	灾害應急費	一、九元
第二項	灾害應急費	一、九元
第三項	灾害應急費	一、九元
第十六項	時局對策費	一、九元

00900

第二十四款 受託事業費		昭和十八年度特別會計中等學校改築費	
第一項 舞鶴海軍施設受託事業費	六、至一	歲入歲出追加豫算	五、六零、三九
臨時部計		歲	歲
歲出合計	五、六零、〇〇一	歲入	歲入
昭和十七年度特別會計國民學校職員加俸資金	六、至一	△印減高	三、四四圓
歲入歲出追加更正豫算	五、六零、三九	歲	歲
第一款 國庫補助金	△一、六五圓	第四款 繩越金	三、四四圓
第一項 國民學校教育費國庫補助金	△一、六五	第一項 繩越金	三、四四
第四款 補充金	三、三六	第一項 學校改築費	三、四四圓
第一項 一般會計補充金	三、三六	第一項 學校改築費	三、四四
歲入合計	三、三六	歲出合計	三、四四
歲出合計	三、三六	歲出合計	三、四四
國民學校職員加俸	三、三六	鳥取縣告示第百八十二號	三、四四圓
第一項 國民學校職員加俸	三、三六	食糧管理事務取扱員ヲ左ノ通囑託ス	三、四四
歲出合計	三、三六	昭和十八年四月九日	三、四四
鳥取縣知事 土 肥 米 之			
中島義實			
市 村 寛			
八頭郡若櫻町一圓			
八頭郡河原町一圓			
八頭郡若櫻町役場			
八頭郡河原町役場			
鳥取縣食糧檢查所			
嘱託シタル者ノ氏名			
擔當區域			
職務執行ノ場所			

◆鳥取縣告示第百八十二號

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事
土肥米之

嘱託シタル者ノ氏名 擔當區域 職務執行ノ場所

中島義實 八頭郡若櫻町一圓 八頭郡若櫻町役場

市 村 寛 八頭郡河原町一圓
八頭郡河原町役場

鳥取縣食糧檢查所
正圓下縣孝本山

00901

桿川初 八頭郡西郷村一圓 八頭郡西郷村役場
坂本萬吉 東伯郡下中山村一圓 東伯郡下中山村役場
平尾薰 氣高郡一圓 食糧検査所氣高支所

◆鳥取縣告示第百八十三號

青年學校令ニ依リ設置セル左記組合立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年四月九日認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣岩美郡東伯郡由良町榮	鳥取縣東伯郡大誠村
由良町	青年學校
東伯郡由良町榮村	鳥取縣氣高郡大和村
學校組合	鳥取縣氣高郡大和國

◆鳥取縣告示第百八十四號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年四月九日認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣岩美郡東伯郡由良町榮	鳥取縣八頭郡船岡村
由良町	青年學校
東伯郡由良町榮村	鳥取縣氣高郡鹿野町
學校組合	鳥取縣氣高郡鹿野國

◆鳥取縣告示第百八十五號

青年學校令ニ依リ左記青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ開校ノ件昭和十八年四月九日認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣東伯郡灘手村	鳥取縣岩美郡福部村
青年學校	青年學校
鳥取縣氣高郡鹿野町	鳥取縣氣高郡鹿野國
鳥取縣氣高郡鹿野國	鳥取縣氣高郡鹿野國

00902

名

稱

位

置

設

置

者

鳥取縣岩美郡福部村
青年學校

川字中龜井六一九字細

岩美郡福部村

◆鳥取縣告示第百八十六號

東伯郡中北條村天神山耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣立正道館規程

第一條 本館ハ名和公純忠ノ精神ヲ繼紹シ縣民ニ皇國民タルノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本館ハ縣下道場ノ精神的中核タルモノトス

第三條 本館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長

主事

一

書記

一

第四條 職員ハ知事之ヲ任命ス

第五條 館長ハ知事ノ命ヲ承ケ鍊成並ニ館務ヲ統理ス

第六條 主事ハ館長ヲ補佐シ鍊成ノ指導並ニ館務ヲ掌ル

第七條 書記ハ館長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第八條 本館ニ入館セシムベキ者ハ其ノ都度館長之ヲ決定

◆鳥取縣告示第百八十七號

鳥取縣立正道館規程左ノ通定ム

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土肥米之

第九條 館務ニ關スル細則ハ館長之ヲ定ム

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第百八十八號

西伯郡外江村耕地整理組一人施行ノ件認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第百八十九號

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 左ノ如シ

鳥取縣知事 土 肥 米 之

東伯郡畜產組合長任期満了ニ付左記者選任ノ件昭和十八年四月九日認可セリ
昭和十八年四月九日
大正四年九月一日生

鳥取縣知事 土 肥 米 之

東伯郡以西村大字大父八百五十五番地

小 森 重 朗

◆鳥取縣告示第百九十一號

昭和十八年四月九日

仲 田 律 江

◆鳥取縣告示第百九十二號

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00903

00904

彙 報

ヒマ種子の配布

受取つたら直ぐ播種せよ

ヶ所十本程度とし、堤防其他空閑地に對しても適宜付される筈である。

念のため播き方の概要を記すと、時期は四月初めから中旬までが好機であつて、遅くとも五月までに播くべきである。場所は成るべく日當りのよい乾燥地がよく、連作は嫌ふから去年作つた土地は避けること。成るべく深く耕して塵芥や落葉、木灰等を混ぜて基肥として施す、蒔き方は播子を一晝夜位水に浸して一ヶ所に二~三粒蒔き後で丈夫な苗を一本だけ残し一坪に三本又は四本立てる所以ある。昭和十八年度本縣郡市別種子配布量及び生産目標は次の通りである。

郡市名	種子配付數量	生産目標
鳥 取	七貫三十六匁	三三八貫
米 子	一一、一〇四	五一四
岩 美	一四、六三二	六七七
八 頭	二五、二六六	一、一七〇
氣 高	二〇、一九六	九三五
東 伯	四四、二二〇	二、〇四七
西 伯	三七、三〇四	一、七二七
日 野	一七、一三五	七九三
計	一七七、一七三	八、二〇一

ヒマシ油は飛行機その他に是非必要な潤滑油として需要益々激増の一途にあり、昨年も全國的にヒマを植栽してヒマシを献納したのであつて、その栽培法についても度々記したところであるが、本年もいよいよ全國的にこれが播種を行ひ、國民の愛國心に邇へて空閑地等の利用に依る増産を行つて献納の徹底を期することとなり、本縣に於ても大政黨會鳥取支部より郡市支部、各町村を通じて各戸に配布することになつた。播種は四月中旬頃に行ひ得るやう急速に配布される筈であるから、それなく植栽の手筈を進められたい。

本縣栽培目標は一本三粒播きとして農家一戸一千本、農家以外一戸六本、國民學校二十本、男女中等學校一校三十本(但し農業學校は五十本)、會社、銀行、工場、事業場は一

00905

新に渡満する人のために

行き！ 满洲へ

そして開拓聖業に邁進せよ。日本海を渡り、大陸に於て諸民族の指導、民族協和の中核となり、銃と鉄を振つて東亞の防衛、食糧の増産に挺身し、開拓協和の實踐を通じて日本肇國の大理想に淵源する滿洲建國の理想を實現するものは、實に開拓民であり青少年義勇軍である。

日滿兩國政府で昭和十一年から二十ヶ年間に百萬戸五百萬人の開拓民を我が國から滿洲に入植せしめるやう決定せられたことは周知のところであるが、爾來我が國から滿洲國へ入植した開拓民及び青少年義勇軍は相當數に達し、本縣からでも農業開拓民で十三年から十七年までの五ヶ年間に四百五十人、青少年義勇軍は實に一千九百六十一人と云ふ多きに及んでゐる。そして曠漠たる沃野に於て希望に輝く聖汗を流しつゝある。

一休此の開拓民と云ふものは、滿洲の原野を開拓し、農產物の大増産を圖つて日滿兩國の食糧を豊富にすると云ふこと、狭い我が本土にあり余る人口を廣い滿洲國に適當に配置すると云ふ重要な意義を持つてゐるのであるが、尙ほ此の外に滿洲國は非常に長い國境線をロシヤに接してゐるから、此の國境線を嚴重に守るために多くの軍隊や警察官が固より必要であるが、更に其の後方基地を充實確保すると云ふ大きな使命を持つてゐるのである。斯く考へて來ると、開拓民は日滿兩國に取つてどんなに重い使命を負はねばならぬものであるかよく分るのである。

併し此の大使命を達成するためには身體を丈夫にし、滿洲の氣候風土に耐え、寒地生活に慣れることが必要である。唯漠然と故郷にゐたと同じやうな調子で暮さうとする色々の差支へが生じて來ることとなるので、此處に新たに満洲生活に入らんとする人々のために是非心得て置かねばならぬ二、三の事項を記して参考に資することとする。切に各位の奮起を望む次第である。

◆満洲の氣候

00906

◆住居

滿洲の氣候は溫度でも濕度でも大變動きが多いので、丈夫な者には良い氣候である。冬は寒いことは慥かに寒いが、併し寒いと云つても来る日も来る日も寒いと云ふのではなく、大体三、四日寒い日が續けば四、五日は温くなり、一日中雲一かげもないと云ふ快晴の日が非常に多いと云ふことである。

又一年間に雪の降る日は多いところでも三十日か四十日位で、其の降り方も少く、降つても大抵サラ／＼しててゐる雪融けのドブ／＼したやうな不愉快さは比較的少い。夏は冬とは反対に内地の東北や北海道等に見られぬ程の溫度になるが、濕氣が少いために割合に耐え易く、其の上朝晩はずつと溫度も下るから何とも云へぬ爽やかさである。渡満して二年程向ふの氣候に慣れてしまへば、其の後は樂なり、洵に刺激のある健康に適する氣候である。更に内地のやうな蒸し暑い季節もないし、暴風や洪水のやうな天災が少ないので作物の成育は非常に良好である。唯一つ悪いことは四、五月頃の蒙古風で、蒙古沙漠から吹きつける砂塵のために折角植えた苗物等が偶々荒されることである。

◆衣服

滿洲は活潑な建設の舞臺であるから、従つて満洲に於ける平常着は活動に便利な衣服でなければならぬ。即ち男子は勿論洋服式のものであるからよいが、婦人は袖を元祿袖にし、裳を短かく膝位までにした綿入れを作り、之に綿を入れたモンベを穿けば活動が便利なばかりでなく温くてよい。

攝る必要がある。此の外魚や野菜の必要なことは云ふまでもない。

◆結核豫防

「満洲に行けば肺病になる」「満洲の肺病は悪性で罹つたら最後治らぬ」「満洲の寒さが肺に悪いのだ」等と認識不足な誤った考へを持つ者があるが、之が如何に満洲の開發、發展を阻害しつゝあるかを考へる時、之は獨り満洲だけの問題ではなく、大東亜建設戦に當つて洵に嘆かはしいことである。日本には日本の生活があるやうに、満洲に行つては満洲生活を學び、マレーに渡つて洵に嘆かはしいんでこそ、我々の健康は維持され偉大な民族としての使命を遂行することが出来るのである。

「郷に入つては郷に従へ」と云ふ言葉の如く、特異な大陸性氣候風土を持つ満洲に行つたならば、唯漫然と日本生活をやうと云ふやうなことなく、現地満洲にピツタリ合つた生活を行つて心身の抵抗力を強めるやうにしなければならぬ。

一番重大な問題は、一年の半を占める冬季六ヶ月の居

重いとか、ナガ盗汗をかくとか云ふやうな症狀の場所には猶豫なく醫師に診斷を乞はなければならぬ。

肺病に罹らぬ用心こそは結核豫防の最大の秘訣であり、

同時に健康維持の鍵でもあるのだから、大体に次のやうな諸事項に注意して大陸諸民族指導、民族協和の中核となつて東亞防衛、農業増産の大使命を達成せられるやう切望する次第である。

一、夜ふかし止めよ、早寝早起きよく眠れ。

二、寒さを怖れず、毎日欠かさず一度は戸外に出よ、笑

ふ太陽、清き大氣は健康の母である。

三、時々小窓を開けて、室の空氣の入換へ怠るな。

四、薪炭の焚き方程よくして、程よい室温（華氏六十五度以下）で冬過せ。

五、食物は偏らず何でも食べよ。

六、結核は必ず治るぞ、悲觀すな。

七、年に一度は必ず受けよ、健康診断。

◎週報、寫眞週報掲載内容

(四月七日發行)

◆週 報

報

- 實施されたる新税法
- 情報局の機構改正
- 兵役法の改正
- 新支那の戦争經濟

◆寫眞週報

- 東條總理靖國の遺兒を激励す
- 第五回遺兒靖國神社參拜
- バー長官感激の滯京十二日間
- ビルマ二題

○比島四題

- △ぞくぞく浮き上の敵の沈没船——マニラ灣
- △日本女性マニラ先遣部隊から

生活である。此の間室内の溫度を高溫にして所謂「冬季高溫塾居」をすると、心身の抵抗力は次第に弱つて來て潜伏結核を爆發する機縁となり、又結核に限らず總ての病氣に打ち勝つ力が微弱となつて跪くも破れてしまふやうなことになるので、日中は戸外に出ることに努め日光と大氣に充分親しむことが大切である。

此の外食生活の欠陥を是正すべきは勿論で、特に寒さが激しいために肉や脂肪を多く摂る場合が多いものであるから、年に一回若くは二回位の健康診断を受け、若し潜伏結核が爆發しかつてゐると云ふことが分つたならば、早速醫師の指示に従つて正しい療養道に精進すべきである。

結核は發病しかつても氣付かない場合が多いものであるから、年に一回若くは二回位の健康診断を受け、若し潜伏結核が爆發しかつてゐると云ふことが分つたならば、早速醫師の指示に従つて正しい療養道に精進すべきである。

兎角此の早期發見と早期療養の時機を取逃がしてしまふので取返しの付かないことになり勝である。若し萬一微熱が出ると何となく疲勞感を覚えたり、食が進まず之と云ふ原因もないつに瘦せて來るとか、始終氣分がすぐれないが

00909

○連載一明るく戰はう(3)

寫眞週報腹を空して町に出る

○勉強に訓練に勵む北鮮のよい子達

◎行旅死亡人

福島縣石城郡大野村長ヨリ左記身元不明ノ行旅死亡人取扱

タル旨報告有之候條心當リノ向ハ直接同村長宛照會相成度

一、本籍氏名 不詳

一、性別 男推定年齢六十七、八才位

一、人相 丈五尺四寸位ヤセ形面長頬骨高禿頭ニシ

テ一見乞食風死后一ヶ月余

一、着衣 木綿袷(棒縞)一枚、神社ノ小旗ヲ以テ禪

トセリ

一、特徵 左手首ニ桃ノ入墨、左腕ニ木ノ葉、右内

股ニ桃ノ入墨アリ

昭和十八年四月九日印刷

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取市吉方町

印刷所(西鳥19)前田印刷所

一、所持品 茶色木綿風呂敷一枚、家内安全札一〇〇枚位、大形二ツ折革財布(在中品半錢二枚、一文錢六枚)其他

一、死體發見場所 福島縣石城郡大野村大字白岩字上川子間地内山林岩穴内

一、假埋葬年月日及場所 昭和十八年三月十日大野村大字白岩共有一墓地

一、取扱者 福島縣石城郡大野村長